

【中国】地名管理条例の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2022年3月30日に改正された地名管理条例は、地名の無秩序な通用を防止するため地名の命名・変更手続を詳細化し、無形文化遺産としての地名の保護を強化する規定等を整備した。

1 背景と経緯

中国の地名の命名・変更の基本原則・制度に係る法規には、地名管理条例（1986年制定、全13か条）¹及びその実施細則（1996年制定）²があるが、近年、都市化の進展等により、歴史ある地名の消滅、来歴と関係ない誇大名称や洋風地名への変更等が問題視されていた³。一方、2007年の第9回国連地名標準化会議（United Nations Conference on the Standardization of Geographical Names: UNCSGN）において、地名を無形文化遺産として保護し、その措置を各国が行うべきこと等が決議された⁴。その後、中国では、2011年に無形文化遺産法⁵が公布され、2012年、民政部により「地名文化建設の強化に関する意見」⁶、「全国地名文化遺産保護工作実施プラン」⁷等が発出された。2014年～2018年には、第2回「全国地名全面調査」⁸が実施された。

上述の政策措置を立法に反映させるため、地名管理条例の改正作業が2018年から主管部門である民政部で進められた⁹。改正条例は、2021年9月1日の国务院常务会议で可決され、2022年3月30日に公布され（国务院令 第753号）、同年5月1日に施行された¹⁰。

2 概要

(1) 章構成

改正条例は、全7章44か条から成る。第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：地名の命

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

¹ 「地名管理条例」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjNjYmIzYzAxNmY0MT E0ZTUwNDE1ZTg%3D>> 1986年1月23日公布・施行（国发〔1986〕11号）

² 「地名管理条例实施细则」民政部 <<http://xxgk.mca.gov.cn:8011/gdnps/pc/content.jsp?id=15246&mtype=>>> 1996年6月18日公布・施行

³ 「地名不规范，究竟该怎么管」2019.6.26. 人民网 <<http://politics.people.com.cn/n1/2019/0626/c1001-31194938.html>>

⁴ “Ninth United Nations Conference on the Standardization of Geographical Names,” E/CONF.98/136, 2007.8.21-30, p. 34. United Nations website <<https://unstats.un.org/unsd/geoinfo/ungegn/docs/9th-uncsgn-docs/report%20of%209th%20uncsgn%20n0750902%20en.pdf>>

⁵ 「中华人民共和国非物质文化遗产法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3MTcyODA1ZTE%3D>> 2011年2月25日公布、同年6月1日施行（中華人民共和国主席令第42号）

⁶ 「民政部关于加强地名文化建设的意见」2012.6.20. 民政部 <<http://xxgk.mca.gov.cn:8011/gdnps/pc/content.jsp?id=13952&mtype=>>> 民发〔2012〕106号

⁷ 「民政部关于印发《全国地名文化遗产保护工作实施方案》的通知」2012.7.12. 民政部 <<http://xxgk.mca.gov.cn:8011/gdnps/pc/content.jsp?id=13951&mtype=>>> 民发〔2012〕117号

⁸ 中国語原文は「全国地名普查」。地名データの収集、地名関係業務のIT化等を目的として、香港・マカオ・台湾を除く全土で実施された。「国务院关于开展第二次全国地名普查的通知」2014.6.20. 中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content_2614523.htm> 国发〔2014〕3号

⁹ 「地名管理条例迎大修 依法遏制地名“任性”命名更名」2020.8.11. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/legal/2020-08/11/c_1126351160.htm>

¹⁰ 「地名管理条例」2022.4.21. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/21/content_5686491.htm>

名及び変更（第9条～第14条）、第3章：地名の使用（第15条～第22条）、第4章：地名文化の保護（第23条～第27条）、第5章：監督検査（第28条～第33条）、第6章：法的責任（第34条～第40条）、第7章：附則（第41条～第44条）。

（2）総則（第1章）

制定目的に「中華の優れた文化」の継承・発展等を追加し（第1条）、扱う地名の範囲のうち、旧条例では居民区と記されていたのが、居民委員会・村民委員会¹¹の所在地、自然保護地区、地理方位上重要な意味を持つ住宅区、建物等を含むと変更された（第3条）。そのほか、県級以上の行政区画の命名・変更のほか、国の領土主権、安全等の重大事項に関わるものは、中国共産党中央委員会に報告しなければならない、地名の管理は、国の主権・民族の団結の維持、中華の優れた文化の継承発展等に利するものでなければならない（第4条）、地名の命名、変更、使用、文化保護は、その地域の地理、歴史、文化的特徴を反映し、大衆の意向を尊重し、生産・生活を便利にするものでなければならない（第5条）等の規定がある。

（3）地名の命名及び変更（第2章）

地名の命名では、国の指導者等の人名、外国地名、企業名、商標名の不使用等の規定が遵守されなければならない（第9条）。行政区画の変更等の理由により、地名が実際と合わなくなったときは、速やかに変更しなければならない。歴史文化価値を有し、「中華の歴史的文脈」を体現する等の地名は、原則変更しない（第10条）。機関等が地名の命名・変更を申請するとき、その計画・理由、対象の位置等の基本状況等を記した申請書を提出しなければならない（第11条）。重要な歴史文化価値等を有する地理的実体、国境線、条約等に明記された地理的実体等に関わるものは、省級政府が申請して国務院が認可し、無人島・海域・海底の地理的実体は、国務院の自然資源主管部門が認可し、その他は省級政府の規定に従う等の、命名・変更の認可に関する規定を遵守しなければならない（第12条）。県級以上の政府等が認可した地名は、認可日から15日以内に、当該政府の地名行政主管部門が公表しなければならない（第14条）。

（4）地名の使用（第3章）

本条例の規定に基づき認可された地名を標準地名とする（第15条）。国務院の地名行政主管部門は、国家地名情報庫¹²を構築し、標準地名等の情報を公開し、大衆生活、社会管理、科学研究、国防建設等に奉仕する同情報庫の機能を発揮させる（第16条）。地名標識、交通標識、報道メディア・政府等の公共ウェブサイトが発する情報、法律文書等の公文書、証書、辞書・学習教材等の公開出版物、地図等には、標準地名を用いなければならない（第18条）。

（5）地名文化の保護（第4章）

県級以上の政府は、地名文化の研究・伝承を企画し（第23条）、地名文化遺産の保護を強化し、条件に合う地名文化遺産を無形文化遺産の保護範囲に加えなければならない（第24条）。県級以上の地方政府の地名行政主管部門は、その行政区域内で歴史文化価値を有し、中華の歴史的な文脈を体現する地名について全面調査を行い、保護リストを定め（第25条）、県級以上の地方政府は、地名アーカイブ¹³管理を十分に遂行しなければならない（第26条）。

¹¹ 都市・農村の行政末端の下に置かれ、行政補助機能を担う大衆的自治組織をいう。

¹² 第2回全国地名全面調査の成果をもとに、2019年に公開されたデータベース。1200万件以上の地名の由来、沿革等を収録する。「中国・国家地名情報庫简介」中国・国家地名情報庫 <<https://dmfw.mca.gov.cn/about/us.html>>

¹³ 中国語原文は「地名档案」。地名管理の過程で生まれた、地理的実体について記した地名その他関係する文字、図表、音声等で保存価値のあるものをいう。「关于印发《地名档案管理办法》的通知」民政部地名研究所 <<http://www.cgn-mca.ac.cn/article/zcfg/gj/202105/20210500034128.shtml>> 2001年7月10日公布・施行（民发〔2001〕176号）